

令和 8 年 9 月 3 日
地 域 行 政 部
住民記録・戸籍課

世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例

1 主旨

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第 2 条第 1 項に規定する標準化対象事務を定める政令第 5 号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和 8 年総務省令第 33 号）が制定された。

これに基づき印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が行われたことにより、世田谷区印鑑条例の一部を改正するため、令和 8 年第 3 回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

- （１）改正後の印鑑登録証明事務処理要領の規定に合わせ、印鑑登録申請者の保証人となることができる者の範囲を東京都の市区町村で印鑑の登録を受けている者から、全国の市区町村で印鑑の登録を受けている者に拡大する。
- （２）「引替交付」を「引換交付」に改める。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

令和 8 年 11 月 2 日から施行する。

世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区印鑑条例 昭和50年 3 月14日条例第 6 号 改正 平成12年 3 月13日条例第32号 平成15年12月 9 日条例第73号 平成16年 9 月30日条例第41号 平成24年 6 月26日条例第31号 平成27年10月 2 日条例第35号 令和元年10月 1 日条例第24号 令和元年12月 9 日条例第58号 令和 2 年 6 月23日条例第31号 <u>令和 8 年●月●日条例第●号</u> 世田谷区印鑑条例 東京都世田谷区印鑑条例（昭和31年 6 月東京都世田谷区条例第12号） の全部を改正する。 目次 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条） 第 2 章 印鑑の登録（第 3 条―第16条） 第 3 章 印鑑登録の証明（第17条―第19条の 2） 第 4 章 雑則（第20条―第22条） 付則 第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この条例は、印鑑の登録及びその証明について必要な事項を 定めることを目的とする。 （区長の責務）	○世田谷区印鑑条例 昭和50年 3 月14日条例第 6 号 改正 平成12年 3 月13日条例第32号 平成15年12月 9 日条例第73号 平成16年 9 月30日条例第41号 平成24年 6 月26日条例第31号 平成27年10月 2 日条例第35号 令和元年10月 1 日条例第24号 令和元年12月 9 日条例第58号 令和 2 年 6 月23日条例第31号 世田谷区印鑑条例 東京都世田谷区印鑑条例（昭和31年 6 月東京都世田谷区条例第12号） の全部を改正する。 目次 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条） 第 2 章 印鑑の登録（第 3 条―第16条） 第 3 章 印鑑登録の証明（第17条―第19条の 2） 第 4 章 雑則（第20条―第22条） 付則 第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この条例は、印鑑の登録及びその証明について必要な事項を 定めることを目的とする。 （区長の責務）

改正後	改正前
第2条 区長は、この条例の適用に当たっては、常に住民の権利の保護に留意するとともに、事務処理の効率化に努めなければならない。	第2条 区長は、この条例の適用に当たっては、常に住民の権利の保護に留意するとともに、事務処理の効率化に努めなければならない。
第2章 印鑑の登録 (登録資格)	第2章 印鑑の登録 (登録資格)
第3条 区内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、区が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。	第3条 区内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、区が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 満15歳未満の者 (2) 成年被後見人であって、印鑑の登録の申請時にその者の法定代理人の同行がないもの (登録申請)	2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 満15歳未満の者 (2) 成年被後見人であって、印鑑の登録の申請時にその者の法定代理人の同行がないもの (登録申請)
第4条 印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、印鑑を提示して、規則で定める書類により自ら区長にその旨を申請しなければならない。 (登録申請の確認)	第4条 印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、印鑑を提示して、規則で定める書類により自ら区長にその旨を申請しなければならない。 (登録申請の確認)
第5条 区長は、印鑑登録の申請があったときは、登録申請者が本人であること又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。 2 前項の規定による確認は、郵送その他区長が適当と認める方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び規則で定める書類(以下「回答書等」という。)を登録申請者に持参させることによって行うものとする。 3 前項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号のいずれかに該当するときに行うことができる。 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等	第5条 区長は、印鑑登録の申請があったときは、登録申請者が本人であること又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。 2 前項の規定による確認は、郵送その他区長が適当と認める方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び規則で定める書類(以下「回答書等」という。)を登録申請者に持参させることによって行うものとする。 3 前項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号のいずれかに該当するときに行うことができる。 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

改正後	改正前
に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの提示があったとき。 （2） 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって区長の定めたものの提示があったとき。 （3） 区市町村において、既に印鑑の登録を受けている者が、その印鑑登録証明書を添えて、登録申請者が本人であることを書面で保証したとき。ただし、保証した者が世田谷区において印鑑の登録を受けているときは、印鑑登録証明書の添付を要しない。	に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの提示があったとき。 （2） 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって区長の定めたものの提示があったとき。 （3） <u>東京都</u>の区市町村において、既に印鑑の登録を受けている者が、その印鑑登録証明書を添えて、登録申請者が本人であることを書面で保証したとき。ただし、保証した者が世田谷区において印鑑の登録を受けているときは、印鑑登録証明書の添付を要しない。
4 区長は、第2項の規定による照会に対し、区長の定める期間内に回答書等の持参がないときは、印鑑の登録をしてはならない。 （印鑑の登録）	4 区長は、第2項の規定による照会に対し、区長の定める期間内に回答書等の持参がないときは、印鑑の登録をしてはならない。 （印鑑の登録）
第6条 区長は、前条の規定により登録申請者が本人であること又は申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、直ちにこれを登録しなければならない。 （登録印鑑の制限）	第6条 区長は、前条の規定により登録申請者が本人であること又は申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、直ちにこれを登録しなければならない。 （登録印鑑の制限）
第7条 区長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。 （1） 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13第1項に規定する旧氏をいう。以下同じ。）、通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）若しくは氏名のカタカナ表記又は氏及び名の各一部、旧氏及び名の各一部、通称の一部若しくは氏名のカタカナ表記の一部を組み合わせたものであって区長が適当と認めるもので表していないもの （2） 職業、資格等の事項を表しているもの （3） ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの （4） 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まる	第7条 区長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。 （1） 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13第1項に規定する旧氏をいう。以下同じ。）、通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）若しくは氏名のカタカナ表記又は氏及び名の各一部、旧氏及び名の各一部、通称の一部若しくは氏名のカタカナ表記の一部を組み合わせたものであって区長が適当と認めるもので表していないもの （2） 職業、資格等の事項を表しているもの （3） ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの （4） 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まる

改正後	改正前
もの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの (5) 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの (6) 前各号に掲げるもののほか、登録を受けようとする印鑑として適当でないと区長が認めたもの (印鑑登録原票)	もの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの (5) 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの (6) 前各号に掲げるもののほか、登録を受けようとする印鑑として適当でないと区長が認めたもの (印鑑登録原票)
第8条 区長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。 (1) 登録番号 (2) 登録年月日 (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称） (4) 出生年月日 (5) 住所 (6) 印影 (7) 氏名のカタカナ表記（氏名のカタカナ表記を用いた印鑑の登録をする場合に限る。） (印鑑登録証の交付)	第8条 区長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。 (1) 登録番号 (2) 登録年月日 (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称） (4) 出生年月日 (5) 住所 (6) 印影 (7) 氏名のカタカナ表記（氏名のカタカナ表記を用いた印鑑の登録をする場合に限る。） (印鑑登録証の交付)
第9条 区長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）を当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人に対して直接に交付する。 2 印鑑登録証には、登録番号を記載するとともに、当該登録番号を記録するための磁気を付する。 (印鑑登録証の<u>引換</u>交付)	第9条 区長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）を当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人に対して直接に交付する。 2 印鑑登録証には、登録番号を記載するとともに、当該登録番号を記録するための磁気を付する。 (印鑑登録証の<u>引替</u>交付)
第10条 印鑑登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は損傷したときは、当該印鑑登録証を添えて、規則で定める書類により区長にその<u>引換</u>交付を申請することができる。 (略)	第10条 印鑑登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は損傷したときは、当該印鑑登録証を添えて、規則で定める書類により区長にその<u>引替</u>交付を申請することができる。 (略)

改正後	改正前
付 則 (施行期日) 1 この条例は、昭和50年10月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都世田谷区印鑑条例（昭和31年 6 月東京都世田谷区条例第12号。以下「旧条例」という。）の規定により印鑑の登録を受けている者に係る印鑑の登録の証明については、この条例の施行の日から昭和51年 9 月30日までの間は、なお従前の例によることができる。 3 この条例の施行の際、旧条例の規定により登録されている印鑑について、この条例の施行の日から昭和51年 9 月30日までの間に、この条例第 4 条の規定により印鑑の登録を受けようとする場合は、第 7 条第 1 号の規定は適用しない。 附 則（平成12年 3 月13日条例第32号） この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成15年12月 9 日条例第73号） この条例は、平成16年 1 月 1 日から施行する。 附 則（平成16年 9 月30日条例第41号） 1 この条例は、平成16年11月 1 日から施行する。 2 この条例による改正前の第 9 条の規定による印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）は、この条例による改正後の第 9 条の規定による印鑑登録証とみなす。 3 平成元年12月15日前に印鑑登録証を交付された者が、この条例による改正後の第19条の 2 の規定により印鑑登録の証明を申請するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該印鑑登録証をこの条例による改正後の第 9 条に規定する印鑑登録証に交換しなければならない。 附 則（平成24年 6 月26日条例第31号）	付 則 (施行期日) 1 この条例は、昭和50年10月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都世田谷区印鑑条例（昭和31年 6 月東京都世田谷区条例第12号。以下「旧条例」という。）の規定により印鑑の登録を受けている者に係る印鑑の登録の証明については、この条例の施行の日から昭和51年 9 月30日までの間は、なお従前の例によることができる。 3 この条例の施行の際、旧条例の規定により登録されている印鑑について、この条例の施行の日から昭和51年 9 月30日までの間に、この条例第 4 条の規定により印鑑の登録を受けようとする場合は、第 7 条第 1 号の規定は適用しない。 附 則（平成12年 3 月13日条例第32号） この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成15年12月 9 日条例第73号） この条例は、平成16年 1 月 1 日から施行する。 附 則（平成16年 9 月30日条例第41号） 1 この条例は、平成16年11月 1 日から施行する。 2 この条例による改正前の第 9 条の規定による印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）は、この条例による改正後の第 9 条の規定による印鑑登録証とみなす。 3 平成元年12月15日前に印鑑登録証を交付された者が、この条例による改正後の第19条の 2 の規定により印鑑登録の証明を申請するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該印鑑登録証をこの条例による改正後の第 9 条に規定する印鑑登録証に交換しなければならない。 附 則（平成24年 6 月26日条例第31号）

改正後	改正前
この条例は、平成24年7月9日から施行する。 附 則（平成27年10月2日条例第35号） （施行期日） 1 この条例は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第19条の2の改正規定は、同年2月1日から施行する。 （経過措置） 2 施行日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第3項の規定により交付された住民基本台帳カードは、施行日から、同条第9項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定により同法第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、当該個人番号カードとみなして、第5条の規定を適用する。 附 則（令和元年10月1日条例第24号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1号の改正規定、第8条第3号の改正規定及び第15条第5号の改正規定は、令和元年11月5日から施行する。 附 則（令和元年12月9日条例第58号） この条例は、令和元年12月29日から施行する。 附 則（令和2年6月23日条例第31号） この条例は、公布の日から施行する。 <u>附 則（令和8年●月●日条例第●号）</u>	この条例は、平成24年7月9日から施行する。 附 則（平成27年10月2日条例第35号） （施行期日） 1 この条例は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第19条の2の改正規定は、同年2月1日から施行する。 （経過措置） 2 施行日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第3項の規定により交付された住民基本台帳カードは、施行日から、同条第9項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定により同法第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、当該個人番号カードとみなして、第5条の規定を適用する。 附 則（令和元年10月1日条例第24号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1号の改正規定、第8条第3号の改正規定及び第15条第5号の改正規定は、令和元年11月5日から施行する。 附 則（令和元年12月9日条例第58号） この条例は、令和元年12月29日から施行する。 附 則（令和2年6月23日条例第31号） この条例は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
<u>この条例は、令和 8 年11月 2 日から施行する。</u>	